

支庁の風

☆支庁HPにてカラー版掲載中☆

発行 東京都八丈支庁総務課
この広報誌には、音声コードが各ページ
右下、又は左下に印刷されています。

1月号の気になる見出し

注目!

P2 ご存じですか？ 凧あげのルール！

P3 自動車の手続はお済みですか？

P4 八高定時制課程の取り組み紹介！



八丈支庁長
池野 大介

明けましておめでとうございませ
す。八丈島、青ヶ島の皆様にとりま
して、新しい年が希望に満ちた幸多
い充実した年となりますよう、お祈
り申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染
症の影響による度重なる緊急事態
宣言の発令や期間延長などで、社
会・経済等のあらゆる分野で多大な
打撃を受けた年となりました。

そうした中、支庁では、感染拡大
防止やワクチン接種応援、島民生
活・事業活動への支援等に全課をあ
げて取り組んでまいりました。

今後も、新たな変異株の発生等、
まだまだ油断はできず、基本的な感
染対策の徹底が必要な状況に変わ

りはありません。引き続き、先手先手で
万全の対策を講じてまいりますので、皆
様のご協力をお願いいたします。

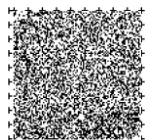
このコロナ禍を機に、デジタル技術を
活用したテレワークやオンライン会議
が普及しました。こうしたニューノーマ
ルな時代への適応が求められる中、東京
都ではDX(デジタルトランスフォーメー
ション)の推進の一環として、今年度「八
丈島デジタルスクール」を開講いたしま
した。この講座を受講し、学んだ方々が
将来の八丈島・青ヶ島のIT人材として
育ち活躍していただくことを切に願っ
ております。

また、医療分野においては、将来の遠
隔医療を視野に入れ、5G(ファイブジ
ー)を用いた実証実験を本年早々に
行う予定です。今後加速化するDXのメリ
ットを島内で早期かつ着実に享受でき
るよう、様々な取組を推進することが必
要不可欠と考えております。

八丈支庁としまして

は、引き続き新型コロナウイルス
ウィルスへの対応を図るととも
に、道路や空港・港湾整備・治山
事業などのハード、防災対策や
福祉施策、観光や産業振興とい
ったソフトの両面において、デジ
タル化の時流も捉えながら着実
に事業展開を図ってまいります。

本年も島民の皆様のご意見を
伺い、町村や関係機関とも連携
しながら、職員一同一丸となっ
て取り組んでいく所存です。皆
様のご理解、ご協力を賜ります
ようお願い申し上げます。新年のご
挨拶とさせていただきます。



八丈島空港ターミナル駐車場の改修工事を実施します！

支庁港湾課では、令和3年11月から令和5年3月末までの期間において、八丈島空港ターミナル駐車場の駐車台数増加を目的とした改修工事を実施します。

改修工事後は、駐車可能台数が現在より約150台増加するため、繁忙期においても駐車場が利用しやすくなります。工事期間中は利用者の皆様にご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、工事の実施にご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

八丈支庁港湾課 ☎2-1115



ご存じですか？ 凧あげのルール

八丈島では、主に大賀郷地区及び三根地区（地図上の斜線で覆われているエリア）での凧あげが禁止されています。



このエリア内では飛来物が航空機と衝突する危険性があり、糸が切れた凧も同様に、航空機の運航の妨げとなる恐れがあります。

安全運航のため、ご理解とご協力をお願いいたします。



禁止エリアでの凧揚げを見かけた場合や、ご質問などがございましたら下記までご連絡ください。

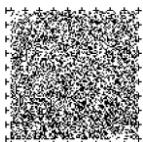
八丈島空港管理事務所
☎04996-2-0163

ナマコの採捕が禁止になりました

漁業法の改正に伴い、令和2年12月1日より特定水産動植物（ナマコ・アワビ）については、種類を問わず、また漁業者・一般人を問わず、許可等に基づかない採捕が禁止になりました（同様に令和5年12月1日よりシラスウナギ（全長13cm以下のウナギ）も採捕禁止になります。）。

試験研究や教育実習のために採捕する場合は、知事の許可（特別採捕許可）が必要になるため、自然体験学習や課外授業で水産動植物を採捕する際には十分にご注意ください。

詳細をお知りになりたい方は、支庁産業課水産担当までお問い合わせください。



（3ページに続く）

違反者及び違法に採捕されたものとなりながら、これら又はその製品を運搬、保管、取得し、処分の媒介・あっせんをした者は、

- ・ 3年以下の懲役
 - ・ 3000万円以下の罰金
- のどちらかに処せられる場合があります。

＜その他の遊漁ルールはこちら＞



八丈支庁産業課
☎2-1113

漁業者の皆様へ ～きちんと検認 漁船の適正管理～

都知事の登録を受けた漁船は、法律に基づき、登録を受けた日（または、検認を受けた日）から5年を経過したときは、検認を受けなければなりません。漁業者の皆様には、漁船登録票の裏面をご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。



産業課水産担当 ☎2-1113

自動車の手続はお済みですか？



自動車の移転手続・廃車手続

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは移転登録、廃車したときは抹消登録の手続が必要です。管轄の運輸支局または自動車検査登録事務所で手続をお済ませください。

住所変更届の提出

引越しをしたときは、管轄の運輸支局または自動車検査登録事務所で自動車の変更登録の手続が必要です。手続が遅れる場合は、電子申請や電話で納税通知書の新しい送付先住所をお知らせください。

お問い合わせ

都税総合事務センター ☎03-3525-4066
八丈支庁税務担当 ☎2-4511

八丈ビジターセンター行事予定表

1月 1日（土）～3日（月）	体験八丈太鼓
1月 9日（日）	植物公園季節調査会
1月 22日（土）	八丈学講座「冬鳥を見よう」
2月 13日（日）	植物公園季節調査会
2月 26日（土）	八丈学講座「春探し東里散歩」

詳細は、八丈ビジターセンター（☎2-4811）までお願いします。



▲体験八丈太鼓の様子

八丈分教室からのお知らせ

青鳥特別支援学校八丈分教室 ☎2-1245

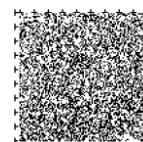
9月から実施いたしました学校見学会にご参加いただきありがとうございました。「実際に生徒の様子を見ることができて良かった」等の感想をいただきました。今後も分教室の教育活動をより多くの皆様にご覧いただけるよう、情報発信をまいりますので、ホームページやSNSをぜひご覧ください。また、今年は島内での職場体験や現場実習も予定しております。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



本校
ホームページ



八丈分教室
Twitter



都立八丈高等学校定時制課程の取り組みを紹介します！！



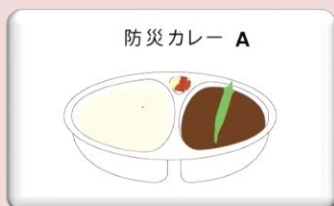
＜八高祭で炊き出し実践＞

この取組は、令和3年度、本校が安全教育推進校及び防災教育研究指定校であることや、昨年度、八丈町と避難所提携を結んだことなどを踏まえ、有事の際に本校で避難所運営を想定した炊き出し実践です。「本校の備蓄倉庫で保管されている食材」「本校で確保できる可能性のある食材」「物資の流通が困難な際でも、島内で確保できる食材」に限定し、栄養がありかつ炊き出しに向く大量調理が可能な「2種類の防災カレー」を開発しました。生徒は6月から一生懸命レシピを考えて、準備しました。

当日は事前申し込みの方限定で提供し、多くのご意見をいただきました。

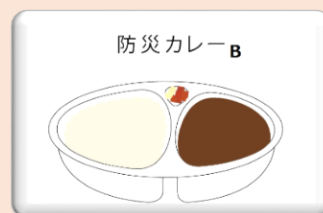
【防災カレーA】

有事に備え備蓄しているアルファ化米・水・ウインナーを使用しています。ルーは比較的長期の保存が可能なレトルトです。ジャガイモ・オクラはすべて島内で調達しました。「炊き出し」に適したメニューです。



【防災カレーB】

昨年度の特別活動で「すぐに作れる&栄養価を高く」をコンセプトにしたカレーを「八丈カレーヒロ」に教えていただきました。カレールーが確保できた場合、玉ねぎなどを炒めないため、有事の際にも調理しやすいカレーです。



本校栄養士の指導による調理指導

当日の感染防止対策



本校の野菜とアルファ化米



＜八丈高等学校定時制課程授業公開のお知らせ＞

令和4年1月24日(月)から28日(金)まで詳しくはホームページまたはTwitterでご確認ください。



HP



Twitter



編集後記 明けましておめでとうございます。昨年も一年間、支庁の風をお読みいただきありがとうございました。今年も八丈支庁をより身近に感じていただけるように、皆様のもとへ支庁の風をお届けしてまいります。今後とも支庁の風をよろしく願いいたします。

発行 東京都八丈支庁総務課

〒100-1492 東京都八丈島八丈町大賀郷2466-2

電話 04996-2-1111 FAX 04996-2-3601

八丈支庁のホームページ <http://www.soumu.metro.tokyo.jp/O9hatijou/index.html>

印刷番号3(1)

